

昭和二十二年法律第百三十六号

最高裁判所裁判官国民審査法  
最高裁判所裁判官国民審査法目次

- 第一章 総則
- 第二章 投票及び開票
- 第三章 審査分会及び審査会
- 第四章 審査の結果
- 第五章 訴訟
- 第六章 再審査
- 第七章 罰則
- 第八章 補則

第一章 総則

第一条 (この法律の趣旨) 最高裁判所の裁判官

(以下「裁判官」という。)の任命に関する国民の審査(以下「審査」という。)については、この法律の定めるところによる。

第二条 (審査の期日) 審査は、各裁判官につき、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、これを行う。

各裁判官については、最初の審査の期日から十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、更に審査を行い、その後も、また同様とする。

第三条 (審査を行う区域) 審査は、全都道府県の区域を通じて、これを行う。

第四条 (審査権) 衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。

第四条の二 (審査予定裁判官の通知等)

中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日をいづれか早い日以後直ちに、同日以後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に審査に付されることが見込まれる裁判官(以下この条において「審査予定裁判官」という。)の氏名その他政令で定める事項(審査予定裁判官がない場合には、その旨)を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

前項又はこの項の規定による通知をした後次条第一項の規定による告示(以下「審査の告示」という。)までの間に裁判官が任命された場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨及びその時における審査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員

会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

前二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいづれかがその官を失い、又は死亡した場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第一項又は第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいづれかについてその氏名又は第一項若しくは第二項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

前各項の規定は、中央選挙管理会が衆議院議員の任期満了の前六十日に当たる日以後に第一項の規定による通知をした場合において、当該通知をした後衆議院議員の任期満了の日までの間に衆議院が解散されたときについて準用する。この場合において、同項中「衆議院議員の任期満了の前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日をいづれか早い日」とあるのは、「衆議院の解散の日」と読み替えるものとする。

前項に規定する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

次条第一項	前条第五項において準用する
次条第二項	同条第一項
次条第三項	同条第五項において準用する
次条第四項	同条第一項
次条第五項	前条第五項において準用する
次条第六項	同条第一項
次条第七項	前条第五項において準用する
次条第八項	同条第一項
次条第九項	前条第五項において準用する
次条第十項	同条第一項
次条第十一項	前条第五項において準用する
次条第十二項	同条第一項
次条第十三項	前条第五項において準用する
次条第十四項	同条第一項
次条第十五項	前条第五項において準用する
次条第十六項	同条第一項
次条第十七項	前条第五項において準用する
次条第十八項	同条第一項
次条第十九項	前条第五項において準用する
次条第二十項	同条第一項
次条第二十一項	前条第五項において準用する
次条第二十二項	同条第一項
次条第二十三項	前条第五項において準用する
次条第二十四項	同条第一項
次条第二十五項	前条第五項において準用する
次条第二十六項	同条第一項
次条第二十七項	前条第五項において準用する
次条第二十八項	同条第一項
次条第二十九項	前条第五項において準用する
次条第三十項	同条第一項
次条第三十一項	前条第五項において準用する
次条第三十二項	同条第一項
次条第三十三項	前条第五項において準用する
次条第三十四項	同条第一項
次条第三十五項	前条第五項において準用する
次条第三十六項	同条第一項
次条第三十七項	前条第五項において準用する
次条第三十八項	同条第一項
次条第三十九項	前条第五項において準用する
次条第四十項	同条第一項
次条第四十一項	前条第五項において準用する
次条第四十二項	同条第一項
次条第四十三項	前条第五項において準用する
次条第四十四項	同条第一項
次条第四十五項	前条第五項において準用する
次条第四十六項	同条第一項
次条第四十七項	前条第五項において準用する
次条第四十八項	同条第一項
次条第四十九項	前条第五項において準用する
次条第五十項	同条第一項
次条第五十一項	前条第五項において準用する
次条第五十二項	同条第一項
次条第五十三項	前条第五項において準用する
次条第五十四項	同条第一項
次条第五十五項	前条第五項において準用する
次条第五十六項	同条第一項
次条第五十七項	前条第五項において準用する
次条第五十八項	同条第一項
次条第五十九項	前条第五項において準用する
次条第六十項	同条第一項
次条第六十一項	前条第五項において準用する
次条第六十二項	同条第一項
次条第六十三項	前条第五項において準用する
次条第六十四項	同条第一項
次条第六十五項	前条第五項において準用する
次条第六十六項	同条第一項
次条第六十七項	前条第五項において準用する
次条第六十八項	同条第一項
次条第六十九項	前条第五項において準用する
次条第七十項	同条第一項
次条第七十一項	前条第五項において準用する
次条第七十二項	同条第一項
次条第七十三項	前条第五項において準用する
次条第七十四項	同条第一項
次条第七十五項	前条第五項において準用する
次条第七十六項	同条第一項
次条第七十七項	前条第五項において準用する
次条第七十八項	同条第一項
次条第七十九項	前条第五項において準用する
次条第八十項	同条第一項
次条第八十一項	前条第五項において準用する
次条第八十二項	同条第一項
次条第八十三項	前条第五項において準用する
次条第八十四項	同条第一項
次条第八十五項	前条第五項において準用する
次条第八十六項	同条第一項
次条第八十七項	前条第五項において準用する
次条第八十八項	同条第一項
次条第八十九項	前条第五項において準用する
次条第九十項	同条第一項
次条第九十一項	前条第五項において準用する
次条第九十二項	同条第一項
次条第九十三項	前条第五項において準用する
次条第九十四項	同条第一項
次条第九十五項	前条第五項において準用する
次条第九十六項	同条第一項
次条第九十七項	前条第五項において準用する
次条第九十八項	同条第一項
次条第九十九項	前条第五項において準用する
次条第一百項	同条第一項

第十四条の二 第四項において準用する同条第一項

第十四条の二 第五項において準用する同条第二項

第十四条の二 第六項において準用する同条第二項

第十四条の二 第七項において準用する同条第二項

第十四条の二 第八項において準用する同条第二項

第十四条の二 第九項において準用する同条第二項

第十四条の二 第十項において準用する同条第二項

第十四条の二 第十一項において準用する同条第二項

第十四条の二 第十二項において準用する同条第二項

第十四条の二 第十三項において準用する同条第二項

第十四条の二 第十四項において準用する同条第二項

第十四条の二 第十五項において準用する同条第二項

第十四条の二 第十六項において準用する同条第二項

第十四条の二 第十七項において準用する同条第二項

第十四条の二 第十八項において準用する同条第二項

第十四条の二 第十九項において準用する同条第二項

第十四条の二 第二十項において準用する同条第二項

第十四条の二 第二十一項において準用する同条第二項

第十四条の二 第二十二項において準用する同条第二項

第十四条の二 第二十三項において準用する同条第二項

第十四条の二 第二十四項において準用する同条第二項

第十四条の二 第二十五項において準用する同条第二項

第十四条の二 第二十六項において準用する同条第二項

第十四条の二 第二十七項において準用する同条第二項

第十四条の二 第二十八項において準用する同条第二項

第十四条の二 第二十九項において準用する同条第二項

第十四条の二 第三十項において準用する同条第二項

第五条 (審査の期日及び裁判官の氏名等の告示)

中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び次項に規定する裁判官の氏名の告示順序を示す番号(以下「告示番号」という。)を官報で告示しなければならない。

審査に付される裁判官が二人以上ある場合には、審査の告示における審査に付される裁判官の氏名の順序(以下この条及び次条第一項において「裁判官の氏名の告示順序」という。)は、前条第一項の規定による通知の順序によるものとする。

前条第一項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官(以下この項及び第十四条第一項において「通知裁判官」という。)のいづれかが、前条第一項の規定による通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したことが又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかつた通知裁判官を除いた順序によるものとする。

前条第一項又は第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に裁判官が任命された場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前二項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知(当該通知を二以上したときは、その直近のもの。次項において同じ。)の順序によるものとする。

前条第二項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官(以下この項及び第十四条

第二項において「新通知裁判官」という。)のいづれかが、前条第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したことが又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前三項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかつた新通知裁判官を除いた順序によるものとする。

第五条の二 (審査に付される裁判官に関する通知)

中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第二項から第五項までの規定により定められた裁判官の氏名の告示順序により、通知しなければならない。

中央選挙管理会は、審査に付される裁判官がないため審査を行わないこととなつたときは、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

都道府県の選挙管理委員会は、中央選挙管理会から前二項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を審査分会長、市町村の選挙管理委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))において、市の選挙管理委員会を経て区(総合区を含む。次項及び第五項において同じ。)の選挙管理委員会)及び数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区の開票管理者に通知しなければならない。

市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、区の選挙管理委員会)は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を投票管理者及び開票管理者(数市町村又は指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区の開票管理者を除く。)に通知しなければならない。指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を数区の区域の

全部又は一部を合わせて設けた開票区の開票管理  
者に通知しなければならない。

第五条の三(裁判官が退官等した場合における審  
査の取扱い等) 審査に付される裁判官のいず  
れかが、審査の期日前にその官を失い、又は死  
亡した場合には、その者についての審査は、行  
わない。

前項の場合においては、中央選挙管理会は、  
直ちに、その旨を官報で告示するとともに、そ  
の旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しな  
ければならない。この場合においては、前条第三  
項から第五項までの規定を準用する。

審査に付される裁判官のいずれかについてそ  
の氏名に変更が生じた場合には、中央選挙管理  
会は、直ちに、その旨を官報で告示するととも  
に、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知  
しなければならない。この場合においては、前  
条第三項から第五項までの規定を準用する。

審査に付される裁判官のいずれかについて前  
条第一項に規定する政令で定める事項に変更が  
生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、  
その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しな  
ければならない。この場合においては、同条第三  
項から第五項までの規定を準用する。

第六条(審査の方法) 審査は、投票によりこれ  
を行う。

投票は、一人一票に限る。

第七条(投票区及び開票区) 審査の投票区及び  
開票区は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投  
票区及び開票区による。

第八条(審査人の名簿) 審査には、公職選挙法  
(昭和二十五年法律第百号)に規定する選挙人  
名簿及び在外選挙人名簿で衆議院議員総選挙に  
ついて用いられるものを用いる。

第九条(審査に関する事務の管理) 審査に関す  
る事務は、中央選挙管理会が管理する。

治法第二百四十五条の四第一項の規定による市  
町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出  
の求めに關し、必要な指示をすることができ  
る。

都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、中  
央選挙管理会に対し、審査に関する事務の管理  
及び執行について技術的な助言若しくは勧告又  
は必要な情報の提供を求めることができる。

第十条の二(是正の指示) 中央選挙管理会は、  
この法律又はこの法律に基づく政令に係る都道  
府県の地方自治法第二条第九項第一号に規定す  
る第一号法定受託事務(以下この条及び次条に  
おいて「第一号法定受託事務」と認める。)の処  
理が法令の規定に違反していると認めるとき、  
又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を  
害していると認めるときは、当該都道府県に対  
し、当該第一号法定受託事務の処理について違  
反の是正又は改善のため講ずべき措置に關し、  
必要な指示をすることができ。

中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に  
基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務  
の処理について、都道府県の選挙管理委員会に  
對し、地方自治法第二百四十五条の七第二項の  
規定による市町村に対する指示に關し、必要な  
指示をすることができ。

中央選挙管理会は、前項の規定によるほか、  
この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町  
村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に  
違反していると認める場合、又は著しく適正を  
欠き、かつ、明らかに公益を害していると認め  
る場合において、緊急を要するときその他特に  
必要があると認めるときは、自ら当該市町村に  
對し、当該第一号法定受託事務の処理について  
違反の是正又は改善のため講ずべき措置に關  
し、必要な指示をすることができ。

第十一条(処理基準) 中央選挙管理会は、この  
法律又はこの法律に基づく政令に係る都道府  
県の第一号法定受託事務の処理について、都道府  
県が当該第一号法定受託事務を処理するに当た  
りよるべき基準を定めることができる。

都道府県の選挙管理委員会が、地方自治法第  
二百四十五条の九第二項の規定により、市町村  
の選挙管理委員会がこの法律の規定に基づき担  
任する第一号法定受託事務の処理について、市  
町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当  
たりよるべき基準を定める場合において、当該  
都道府県の選挙管理委員会の定める基準は、次

項の規定により中央選挙管理会の定める基準に  
抵触するものであつてはならない。

中央選挙管理会は、特に必要があると認める  
ときは、この法律又はこの法律に基づく政令に  
係る市町村の第一号法定受託事務の処理につ  
いて、市町村が当該第一号法定受託事務を処理  
するに当たりよるべき基準を定めることができ  
る。

中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に  
基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務  
の処理について、都道府県の選挙管理委員会に  
對し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の  
規定により定める基準に關し、必要な指示を  
することができ。

第一項又は第三項の規定により定める基準  
は、その目的を達成するために必要な最小限度  
のものでなければならない。

第二章 投票及び開票

第十二条(投票に関する事務の担任) 衆議院小  
選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、  
審査における投票管理者となり、審査の投票に  
關する事務を担当する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票  
立会人は、審査における投票立会人となるもの  
とする。

第十三条(投票の時及び場所) 審査の投票は、  
衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所にお  
いて、その投票と同時にこれを行う。

第十四条(投票用紙等の調製) 投票用紙には、  
審査に付される裁判官の氏名として通知裁判官  
の氏名を第四条の二第一項の規定による通知の  
順序により印刷するとともに、審査に付される  
裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれ  
に對する×の記号を記載する欄を設けなければ  
ならないものとし、都道府県の選挙管理委員  
会は、総務省令で定める様式に準じて投票用紙  
を調製しなければならない。

前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項  
に規定する場合には、投票用紙には、審査に付  
される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名  
を同項の規定による通知(当該通知が二以上あ  
るときは、その直近のもの)の順序により印刷  
するとともに、審査に付される裁判官としてそ  
の氏名を印刷する者のそれぞれに對する×の記  
号を記載する欄を設けなければならないものと  
し、都道府県の選挙管理委員会は、総務省令で  
定める様式に準じて投票用紙を調製しなければ  
ならない。

点字による審査の投票を行う場合における投  
票用紙は、前二項の規定にかかわらず、総務省  
令で定める様式に準じて都道府県の選挙管理  
委員会(当該投票用紙のうち第十六条の四に規定  
する在外投票に用いるものにあつては、総務省  
令で定める様式により総務大臣)が調製しな  
ければならない。

第十六条の三に規定する洋上投票等を行う場  
合における投票送信用紙には、一から十五まで  
の数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞ  
れに對する×の記号を記載する欄を設けなけれ  
ばならないものとし、指定市町村(公職選挙法  
第四十九条第七項又は第九項に規定する市町村  
をいう。第十六条の三において同じ。)の選挙  
管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて  
当該投票送信用紙を調製しなければならない。

第十六条の四に規定する在外投票を行う場合  
における投票用紙(点字による審査の投票に用  
いるものを除く。以下この項において同じ。)  
には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、  
一から十五までの数字を印刷するとともに、当  
該数字のそれぞれに對する×の記号を記載する  
欄を設けなければならないものとし、総務大臣  
は、総務省令で定める様式により当該投票用紙  
を調製しなければならない。

第十四条の二(裁判官が退官等した場合における  
投票用紙の取扱い等) 前条第一項の規定によ  
り調製された投票用紙は、第五条第三項又は第  
五条の三第一項に規定する場合においても、そ  
のまま用いるものとする。

前条第二項の規定により調製された投票用紙  
は、第五条第五項又は第五条の三第一項に規定  
する場合においても、そのまま用いるものとし  
る。

前二項の場合においては、市町村の選挙管理  
委員会は、政令で定めるところにより、前条第  
一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に  
付される裁判官としてその氏名が印刷された者  
の中に審査を行わないこととなつた者がある旨  
の揭示をしなければならない。

前三項の規定は、前条第一項又は第二項の規  
定により投票用紙に審査に付される裁判官とし  
てその氏名が印刷された者のいずれかについて  
その氏名に変更が生じた場合について準用す  
る。この場合において、第一項中「第五条第三  
項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、  
及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第

一項に規定する」とあるのは「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わな

第十五条(投票の方式)

審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

第十六条(点字による投票)

審査人は、点字による審査の投票を行う場合には、前条第一項の規定にかかわらず、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

第十七条(期日前投票の時及び場所)

審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票と同時に進行。ただし、審査の告示の日が第四条の二第一項の規定による通知(同条第二項に規定する場合には、同項の規定による通知とし、当該通知が二以上あるときは、その直近のものとする)をした日から四日以内である場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行う。

第十八条(投票の秘密)

何人も、審査人のした審査の投票の内容を陳述する義務を負わない。

第十九条(開票に関する事務の担任)

衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

第二十条(開票の時及び場所)

審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票所において、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日にこれを行う。

第二十一条(投票の点検及びその結果の報告)

開票管理者は、審査の投票の点検を終えたときは、直ちにその結果を審査分会長に報告しなければならない。

第二十二条(投票の効力)

審査の投票(点字による審査の投票を除く)で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
二 ×の記号以外の事項を記載したもの
三 ×の記号を自ら記載したものでないもの
四 第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合には、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。これらの者のいずれに対して×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。
五 洋上投票等又は在外投票(点字による審査の投票を除く)で第一項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。投票送信用紙又は投票用紙に印刷された数字のいずれに対して×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。
六 点字による審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。
一 所定の用紙を用いないもの
二 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの
三 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
四 審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの
五 審査に付される裁判官の何人に記載したかを確認し難いもの
六 審査に付される裁判官が二人以上の場合には、前項第四号又は第五号に該当する点字による審査の投票は、その記載のみを無効とする。
七 点字による審査の投票に、審査に付される同一裁判官の氏名の二以上の記載があるときは、これを一の記載とみなす。

おける第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立

第二十三条(開票録)

開票管理者は、審査の投票の点検を終えたときは、直ちにその結果を審査分会長に報告しなければならない。

第二十四条(投票等の保存)

審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から五年間(第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)、保存しなければならない。

第二十五条(選挙の投票を行わない場合)

公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は行う。

前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十六条の二第一項本文、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条から第四十一条まで(これらの規定を同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む)、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあり、及び同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する同法第四十一条第一項中「選挙の期日の公示又は告示の日」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

前項の投票においては、第十二条第二項の規定にかかわらず、投票管理者は、審査権を有する者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人二人を選任しなければならない。

第二項の開票においては、第十九条第二項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合を除き、開票管理者は、その開票区域の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

第二十六条(投票及び開票に関するその他の事項) この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、

衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査に、審査管理者が、その開票区域の全部又は一部をその区域に含む市町村に

開票管理者は、審査の投票の点検を終えたときは、直ちにその結果を審査分会長に報告しなければならない。

第二十三条(開票録)

開票管理者は、審査の投票の点検を終えたときは、直ちにその結果を審査分会長に報告しなければならない。

第二十四条(投票等の保存)

審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から五年間(第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)、保存しなければならない。

第二十五条(選挙の投票を行わない場合)

公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は行う。

前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十六条の二第一項本文、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条から第四十一条まで(これらの規定を同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む)、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあり、及び同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する同法第四十一条第一項中「選挙の期日の公示又は告示の日」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

前項の投票においては、第十二条第二項の規定にかかわらず、投票管理者は、審査権を有する者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人二人を選任しなければならない。

第二項の開票においては、第十九条第二項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合を除き、開票管理者は、その開票区域の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

第二十六条(投票及び開票に関するその他の事項) この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、

衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査に、審査管理者が、その開票区域の全部又は一部をその区域に含む市町村に

衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

**第三章 審査分会及び審査会**

**第二十七条（審査分会）** 審査分会は、都道府県ごとに都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開く。

審査分会長は、審査権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもって充てる。

審査分会長は、審査分会に関する事務を担当する。

審査分会長は、審査権を有する者の中から審査分会立会人三人を選任しなければならない。

審査分会長は、都道府県の区域内における全ての開票管理者から第二十一条の規定による報告を受けた日又はその翌日に審査分会を開き、審査分会立会人立会いの上、その報告を調査しなければならない。

**第二十八条（審査分会録）** 審査分会長は、審査分会録を作り、審査分会に関する次第を記載し、審査分会立会人とともに、これに署名しなければならない。

審査分会録は、第二十一条の規定による報告に関する書類と併せて、都道府県の選挙管理委員会において、審査の期日から五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日まで）の間、保存しなければならない。

中央選挙管理会は、前項の報告を受けたときは、直ちに罷免を可とされた裁判官にその旨を告知し、同時に罷免を可とされた裁判官の氏名を官報で告示し、かつ、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならない。

**第三十二条（罷免を可とされた裁判官）** 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものと数

ある。ただし、投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において第八條の選挙人名簿に登録されている者及び審査の告示の日現在において同条の在外選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

**第三十三条（審査の結果の報告及び告示）** 第三十條第五項の規定による調査を終えたときは、審査長は、直ちに罷免を可とされた裁判官の氏名並びに罷免を可とする投票の数が及び罷免を可としない投票の数その他審査の次第を中央選挙管理会に報告しなければならない。

**第三十四条（審査分会及び審査会に関するその他の事項）** この法律及びこれに基いて発する命令に規定するものの外、審査分会及び審査会については、公職選挙法第七十八條、第八十二條、第八十四條及び第八十五條の規定を準用する。

**第四章 審査の結果**

**第三十五条（罷免の効果）** 罷免を可とされた裁判官は、次条又は第三十八條の規定による訴えを提起すべき期間が経過した日（その訴えの提起があつた場合には、その訴訟が裁判所に係属しなくなった日又はその訴訟について裁判の確定した日）に罷免される。

審査の結果罷免された裁判官は、罷免の日から五年間は、裁判官に任命されることができな

い。

第一項に規定する裁判官は、同項の規定による罷免されるべき日前にその官を失つたときは、同項の規定により罷免されたものとみなす。

**第五章 訴訟**

**第三十六条（審査無効の訴訟）** 審査の効力に関する異議があるときは、審査人又は罷免を可とされた裁判官は、中央選挙管理会を被告として第三十三條第二項の規定による告示のあつた日から三十日以内に東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

**第三十七条（審査無効の判決）** 前条の規定による訴訟においては、審査についてこの法律又はこれに基いて発する命令に違反することがあるときは、審査の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、裁判所は、審査の全部又は一部の無効の判決をしなければならない。

第三十八條の規定による訴訟においても、その審査が前項の場合に該当するときは、裁判所は、当該審査の全部又は一部の無効の判決をしなければならない。

**第三十八條（罷免無効の訴訟）** 審査の結果罷免を可とされた裁判官は、その罷免の効力に関する異議があるときは、中央選挙管理会を被告として第三十三條第二項の規定による告示のあつた日から三十日以内に東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

**第三十九条（審判の順位）** 第三十六条又は前条の規定による訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず、速かにその裁判をしなければならない。

**第四十条（訴訟に関する通知）** 第三十六条又は第三十八條の規定による訴訟が提起されたときは、若しくは裁判所に係属しなくなったとき又はその訴訟について裁判が確定したときは、裁判所の長は、内閣総理大臣及び総務大臣を通じ中央選挙管理会に対し直ちにその旨を通知しなければならない。

**第四十一条（訴訟手続）** 第三十六条乃至前条に定めるものの外、第三十六条又は第三十八條の規定による訴訟については、公職選挙法第二十四條及び第二十九條の規定を準用する。

**第四十二条（審査無効等の告示）** 第三十六条又は第三十八條の規定による訴訟の結果、審査又は罷免の無効の判決が確定したときは、中央選挙管理会は、直ちにその旨を官報で告示しなければならない。

**第四十三条（再審査）** 第三十六条又は第三十八條の規定による訴訟の結果審査の全部又は一部が無効となつた場合においては、第五項の規定に該当する場合を除いて、更に審査を行わなければならない。

前項の規定による審査の期日は、中央選挙管理会においてこれを定め少なくとも十二日前に官報で告示しなければならない。

第三十六条又は第三十八條の規定による訴を提起すべき期間又はその訴訟の係属中は、第一項の規定による審査は、これを行うことができ

ない。

**第二十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による審査にこれを準用する。**

第三十六条又は第三十八條の規定による訴訟の結果、審査の全部又は一部が無効となつたときに、更に審査の投票を行わないで審査の結果を定めることができる場合においては、審査会を開き、これを定めなければならない。

**第七章 罰則**

**第四十四条（利益供与等の罪）** 次の各号に掲げる行為をした者は、これを三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 審査による罷免を免れ若しくは免れさせ又は審査により罷免をさせる目的で、審査人又は審査に関し運動をする者に対し、金銭、物品その他財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、職務上の地位若しくは職務上の地位に関する特殊の関係を利用して特殊の利益の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。

二 審査による罷免を免れ若しくは免れさせ又は審査により罷免をさせる目的で、審査人又は審査に関し運動をする者に対し、その者又はその者の関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導したとき。

三 審査の投票をし若しくはしないこと、審査に関し運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的で、審査人又は審査に関し運動をする者に対し、第一号に掲げる行為をしたとき。

四 第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申

請を拒否し、第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申

請を拒否し、第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申

請を拒否し、第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申

請を拒否し、第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申

請を拒否し、第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申

請を拒否し、第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申



<p>第二 百三 十七 条の 第二 項</p>	<p>前項に 最高裁判所裁判官国 民審査法第四十九條 において準用する前 項に</p>	<p>第四十九條第三項 同法第二十六條の規 定によりその例によ ることとされる第四 十九條第三項</p>	<p>前項と 同法第四十九條にお いて準用する前項と</p>	<p>第二 百五 十五 條第 一項</p> <p>公職の候補者（公職の 候補者たる参議院名簿 登載者を含む。以下こ の条及び次条において 同じ。）一人の氏名、 一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略 称又は一の参議院名簿 届出政党等の名称若し くは略称</p>	<p>第四十八條第二項 同法第二十六條の規 定によりその例によ ることとされる第四 十八條第二項</p>	<p>公職の候補者の氏名、 衆議院名簿届出政党等 の名称若しくは略称又 は参議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称</p>	<p>第二 百五 十五 條第 二項</p> <p>この章 同法第七章 最高裁判所裁判官国 民審査法第二十六條 の規定によりその例 によることとされる 第四十九條第二項</p>	<p>第二 百五 十五 條第 二項</p> <p>この章 同法第七章 最高裁判所裁判官国 民審査法第二十六條 の規定によりその例 によることとされる 第四十九條第二項</p>
<p>第二 百五 十五 條第 三項</p>	<p>公職の候補者一人の氏 名、一の衆議院名簿届 出政党等の名称若しく は略称又は一の参議院 名簿届出政党等の名称 若しくは略称</p>	<p>第四十八條第二項 同法第二十六條の規 定によりその例によ ることとされる第四 十八條第二項</p>	<p>公職の候補者の氏名、 衆議院名簿届出政党等 の名称若しくは略称又 は参議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称</p>	<p>第四十九條第七項 同法第七章 最高裁判所裁判官国 民審査法第二十六條 の規定によりその例 によることとされる 第四十九條第七項</p>	<p>公職の候補者一人の氏 名、一の衆議院名簿届 出政党等の名称若しく は略称又は一の参議院 名簿届出政党等の名称 若しくは略称</p>	<p>第四十八條第二項 同法第二十六條の規 定によりその例によ ることとされる第四 十八條第二項</p>	<p>公職の候補者の氏名、 衆議院名簿届出政党等 の名称若しくは略称又 は参議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称</p>	<p>第二 百五 十五 條第 三項</p> <p>この章 同法第七章 最高裁判所裁判官国 民審査法第二十六條 の規定によりその例 によることとされる 第四十九條第八項</p>
<p>第二 百五 十五 條第 五項</p>	<p>この章 同法第七章 最高裁判所裁判官国 民審査法第二十六條 の規定によりその例 によることとされる 第四十九條第九項</p>	<p>第四十九條第九項 同法第七章 最高裁判所裁判官国 民審査法第二十六條 の規定によりその例 によることとされる 第四十九條第九項</p>	<p>公職の候補者一人の氏 名、一の衆議院名簿届 出政党等の名称若しく は略称又は一の参議院 名簿届出政党等の名称 若しくは略称</p>	<p>第四十八條第二項 同法第二十六條の規 定によりその例によ ることとされる第四 十八條第二項</p>	<p>公職の候補者の氏名、 衆議院名簿届出政党等 の名称若しくは略称又 は参議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称</p>	<p>この章 同法第七章 最高裁判所裁判官国 民審査法第二十六條 の規定によりその例 によることとされる 第四十九條の第二 第一項</p>	<p>公職の候補者の氏名、 衆議院名簿届出政党等 の名称若しくは略称又 は参議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称</p>	<p>第二 百五 十五 條第 五項</p> <p>この章 同法第七章 最高裁判所裁判官国 民審査法第二十六條 の規定によりその例 によることとされる 第四十九條の第二 第一項</p>
<p>第二 百五 十五 條第 二 項</p>	<p>公職の候補者一人の氏 名、一の衆議院名簿届 出政党等の名称若しく は略称又は一の参議院 名簿届出政党等の名称 若しくは略称</p>	<p>第四十八條第二項 同法第二十六條の規 定によりその例によ ることとされる第四 十八條第二項</p>	<p>公職の候補者の氏名、 衆議院名簿届出政党等 の名称若しくは略称又 は参議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称</p>	<p>第四十九條の二第一 項 同法第七章 最高裁判所裁判官国 民審査法第二十六條 の規定によりその例 によることとされる 第四十九條の二第 一 項</p>	<p>公職の候補者の氏名、 衆議院名簿届出政党等 の名称若しくは略称又 は参議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称</p>	<p>第四十九條の二（国外犯） 第四十四條及び第四 十六條から第四十八條までの罪並びに前条にお いて準用する公職選挙法第二百二十七條、第二 百二十八條第一項、第二百二十九條、第二百三 十條、第二百三十一條第一項、第二百三十二 條、第二百三十四條及び第二百三十七條から第 二百三十八條までの罪は、刑法（明治四十年法 律第四十五号）第三條の例に従う。</p>	<p>公職の候補者の氏名、 衆議院名簿届出政党等 の名称若しくは略称又 は参議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称</p>	<p>第二 百五 十五 條第 二 項</p> <p>この章 同法第七章 最高裁判所裁判官国 民審査法第二十六條 の規定によりその例 によることとされる 第四十九條の二第 一 項</p>

第五十條（中央選挙管理会の委員等の失職）中  
央選挙管理会の委員、投票管理者、開票管理

者、審査分会長又は審査長は、審査権を有しな  
くなつたときは、その職を失う。  
第五十一条（費用） 審査の施行に関する費用は  
、国庫の負担とする。

第五十二条（裁判官の氏名の掲示等） 市町村の  
選挙管理委員会は、政令で定めるところによ  
り、審査に付される裁判官の氏名その他政令で  
定める事項の掲示をしなければならない。  
中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の  
氏名及び告示番号を、インターネットの利用そ  
の他の適切な方法により、審査人に周知させな  
ければならない。

都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙  
管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及  
び告示番号を、インターネットの利用その他の  
適切な方法により、審査人に周知させるよう  
に努めなければならない。  
在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏  
名及び告示番号を、第二十六条の規定によりそ  
の例によることとされる公職選挙法第四十九  
条の二第一項第一号の規定による審査の投票を  
しようとする審査人に知らせなければならない。

第五十三条（審査公報の発行） 都道府県の選挙  
管理委員会は、政令の定めるところにより、審  
査に付される裁判官の氏名、経歴その他審査に  
関し参考となるべき事項を掲載した審査公報を  
発行しなければならない。  
第五十四条（特別区等に対する適用） この法律  
中市に関する規定は、特別区に適用する。

この法律中市に関する規定（第五条の二第三  
項から第五項まで（これらの規定を第五条の三  
第二項から第四項まで及び第十六条の二第二  
項において準用する場合を含む）、第十条、第十  
条の二第二項及び第三項並びに第十一条第二  
項から第四項及び第三項を除く。）は、指定都市  
においては区及び総合区に適用する。  
第五十五条（交通至難の地等に関する特例） 交  
通至難の島その他の地においてこの法律の規定  
を適用し難い事項については、政令で特別の規  
定を設けることができる。

第五十六条（施行に関する規定） この法律の施  
行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。  
第五十七条（事務の区分） この法律の規定によ  
り地方公共団体が処理することとされてい  
る事務は、地方自治法第二十九条第一号に規定す  
る第一号法定受託事務とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行す  
る。  
附則（昭和二十二年一月七日法律第一  
五四号）抄  
第十九条 この法律は、昭和二十二年十二月十日  
から、これを施行する。

附則（昭和二十五年四月一日法律第一  
〇一号）抄  
この法律は、公職選挙法施行の日から施行す  
る。  
附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二  
六二号）抄  
この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法  
律第二百六十一号）施行の日から施行する。

この法律施行の際国民審査管理委員会又は全  
国選挙管理委員会が保存している審査録又は選  
挙録は、中央選挙管理会において引き継ぎ保存  
するものとする。  
附則（昭和二十七年八月一日法律第三  
〇八号）抄  
この法律は、昭和二十七年九月一日から施行  
する。

附則（昭和三十一年六月二日法律第一  
四八号）抄  
この法律は、地方自治法の一部を改正する法  
律（昭和三十一年法律第四百七号）の施行の  
日から施行する。  
附則（昭和三十三年四月二日法律第七  
五号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行  
する。ただし、衆議院議員の選挙に関するもの  
については、改正後の公職選挙法第九十九条  
他の規定は次の総選挙から施行する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一  
一三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から  
施行する。  
附則（昭和三十七年五月一〇日法律第一  
一二号）抄  
（施行期日及び適用区分）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

5 この法律による改正後の最高裁判所裁判官国  
民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第  
四十九条、漁業法（昭和二十四年法律第二百六

十七号）第九十四条及び農業委員会等に関する  
法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条  
の規定は、この附則に特別の定めがあるものを  
除くほか、施行日から起算して三月を経過した  
日から適用する。  
附則（昭和三十七年五月二六日法律第一  
四〇号）抄  
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行  
する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に  
特別の定めがある場合を除き、この法律の施行  
前に生じた事項にも適用する。ただし、この法  
律による改正前の規定によつて生じた効力を妨  
げない。  
3 この法律の施行の際現に係属している訴訟に  
ついては、当該訴訟を提起することができない  
旨を定めるこの法律による改正後の規定にか  
かわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の  
管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨  
のこの法律による改正後の規定にかかわらず、  
なお従前の例による。  
5 この法律の施行の際現にこの法律による改正  
前の規定による出訴期間が進行している処分又  
は裁判に関する訴訟の出訴期間については、な  
お従前の例による。ただし、この法律による改  
正後の規定による出訴期間がこの法律による改  
正前の規定による出訴期間より短い場合に限  
る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関  
する当事者訴訟で、この法律による改正により  
出訴期間が定められることとなつたものにつ  
いての出訴期間は、この法律の施行の日から起算  
する。  
7 この法律の施行の際現に係属している処分又  
は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関  
係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律に  
よる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例  
による。ただし、裁判所は、原告の申立てによ  
り、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変  
更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第  
十八条後段及び第二十一条第二項から第五項ま  
での規定を準用する。  
附則（昭和四一年六月一日法律第七  
七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して八月  
をこえない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附則（昭和四三年五月二日法律第三九  
号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和四十三年六月一日から  
施行する。  
附則（昭和四四年五月一六日法律第三  
〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和四十四年七月二十日か  
ら施行する。

附則（昭和四九年六月三日法律第七  
二号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。た  
だし、第四十九条、第二百五十五条及び第二百  
六十三号の改正規定並びに附則第三項及び第四  
項の規定は、公布の日から起算して一年を超え  
ない範囲内において政令で定める日から施行す  
る。  
附則（昭和五七年八月二四日法律第八  
一号）抄  
（施行期日等）  
（適用区分等）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第十二条 この法律による改正後の最高裁判所裁  
判官国民審査法第四十九条並びに漁業法第九  
十四条第一項及び農業委員会等に関する法律第十  
一条の規定は、この法律の施行の日後に行われ  
る投票又は同日後その期日を告示される選挙に  
ついて適用し、同日までに行われた投票又は同  
日までにその期日を告示された選挙については、  
なお従前の例による。  
（罰則に関する経過措置）  
第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則  
第十二条においてなお従前の例によることとさ  
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為  
に対する罰則の適用については、なお従前の例  
による。

附則（昭和五八年一月二九日法律第  
六六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
（改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の適用  
区分）  
第七号 前条の規定による改正後の最高裁判所裁  
判官国民審査法の規定は、施行日以後その期日  
を告示される審査について適用し、施行日前に

施行する。

その期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則（平成四年二月一六日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の適用区分）

第六条 前条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の規定は、施行日以後その期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則（平成六年二月四日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第百四号）の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、目次の改正規定（第二十三一条（兇器携帯罪）／第二十三二条（投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪）／第二十三三一条（凶器携帯罪）／第二十三二条（投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪））に、第二十三四一条（選挙犯罪のせん動罪）を「第二十三四二条（選挙犯罪の煽動罪）」に、「第二十三四三一条（立会人の義務懈怠罪）」を「第二十三四四一条（立会人の義務を怠る罪）」に、「第二十三四五一条（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）」を「第二三四五一条（選挙期日後のあいさつ行為の制限違反）」に改める部分に限る。第十一号第一項第四号及び第百四十三条第十六項第二号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第百四十七條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十四條の三第二項及び第百二十五條の改正規定、第百二十六條第二項の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、「第二二十七條の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、「第二二十八條第一項の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定、第百三十條から第百三十二條までの改正規定、第百三十三條の改正規定、第百三十五條第一項の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定、第百三十五條の二から第百三十七條までの改正規定、第百三十七條の二の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、第百三十八條の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、第百三十九條第一項の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、第百四十條第一項の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、第百四十一條の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、第百四十二條第一項の改正規定（「五万円」を「二十万円」に改める部分に限る。）、第百四十三條第一項の改正規定（「五万円」を「二十万円」に改める部分に限る。）、第百四十四條の二の改正規定、第百四十五條第一項の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、及び同条第二項の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、第百四十六條の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、第百四十七條の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、第百四十八條の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、第百四十九條の五まで及び第百五十條の改正規定、第百五十二條の二第一項の改正規定（「三十万円」を「百万円」に改める部分に限る。）、及び同条第二項の改正規定並びに第百五十二條の三第一項の改正規定（「三十万円」を「百万円」に改める部分に限る。）、及び同条第二項の改正規定並びに次条第四項及び附則第六條の規定並びに附則第十一條中最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六號）第四十四條及び第四十六條から第四十八條までの改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（平成六年二月二五日法律第一〇四号）抄

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年二月二〇日法律第一三五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一九日法律第一二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年六月一日から施行する。

附則（平成一一年七月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五條、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十條の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十條中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第百四十四條の規定（農業改良助長法第十四條の三の改正規定に係る部分を除く。）、並びに第百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條、第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第百五十七條第四項から第六項まで、第百六十四條、第百六十三條、第百六十四條並びに第百六十二條の規定、公布の日

（国等の事務）

第百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この

の条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



(その他の経過措置の政令への委任)  
第六十四号 此の法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に  
関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)  
第二百五十号 新地方自治法第二条第九項第一号  
に規定する第一号法定受託事務については、で  
きる限り新たに設けることのないようにすると  
ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及  
び新地方自治法に基づく政令に示すものにつ  
いては、地方分権を推進する観点から検討を加  
え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一号 政府は、地方公共団体が事務及  
び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、  
国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税  
財源の充実確保の方途について、経済情勢の推  
移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて  
必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二十二年七月一六日法律第一  
〇四号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法  
律(平成二十一年法律第八十八号)の施行の日か  
ら施行する。

附則(平成二十二年一月一日法律第一  
一八〇号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)  
は、平成二十三年一月六日から施行する。た  
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め  
る日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質  
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正  
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)  
、第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九  
十七条第二項、第九百九十八条第二項及び  
第九百九十九条の規定 公布の日  
附則(平成二十二年一月一日法律第一  
一八〇号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十  
日を経過した日から施行する。

附則(平成二十四年七月三十一日法律第九  
八号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行  
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
各号に定める日から施行する。

第一章第一節(別表第一から別表第四まで  
を含む)並びに附則第二十八條第二項、第  
三十三條第二項及び第三十三條並びに第三十九條  
の規定 公布の日  
(罰則に関する経過措置)  
第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律  
の規定によりなお従前の例によることとされる  
場合及びこの附則の規定によりなおその効力を  
有することとされる場合における施行日以後に  
した行為に対する罰則の適用については、なお  
従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第三十九條 この法律に規定するもののほか、公  
社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置  
(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定  
める。

附則(平成二十五年六月二一日法律第六  
九号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附則(平成二十五年七月一六日法律第一  
一九号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成  
十五年法律第八十八号)の施行の日から施行す  
る。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第六六条 この附則に規定するもののほか、この法  
律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め  
る。

附則(平成二十七年七月二二日法律第一  
一〇二号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附則(平成二十七年一月二二日法律第  
百十七号)抄  
(罰則に関する経過措置)  
第一百十七條 この法律の施行前にした行為、この  
附則の規定によりなお従前の例によることとさ  
れる場合におけるこの法律の施行後にした行

為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定  
によりなおその効力を有するものとされる旧郵  
便為替法第三十八條の八(第二号及び第三号に  
係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為  
この法律の施行後附則第十三條第一項の規定に  
よりなおその効力を有するものとされる旧郵便  
振替法第七十條(第二号及び第三号に係る部分  
に限る。)の規定の失効前にした行為、この法  
律の施行後附則第二十七條第一項の規定により  
なおその効力を有するものとされる旧郵便振替  
預り金寄附委託法第八條(第二号に係る部分に  
限る。)の規定の失効前にした行為、この法律  
の施行後附則第三十九條第二項の規定によりな  
おその効力を有するものとされる旧公社法第七  
十條(第二号に係る部分に限る。)の規定の失  
効前にした行為、この法律の施行後附則第四  
十二條第一項の規定によりなおその効力を有す  
るものとされる旧公社法第七十一條及び第七十  
二條(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失  
効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定  
の適用がある場合における郵政民営化法第四  
十條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前に  
した行為に対する罰則の適用については、なお従  
前の例による。

附則(平成二十八年五月二二日法律第三  
五号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応  
じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条第一項、附則第三條、附  
則第五條、附則第七條及び附則第九條の規  
定 公布の日から起算して六月を超えない範  
囲内において政令で定める日  
二 第二条並びに次条第二項、附則第四條、附  
則第六條及び附則第八條の規定 公布の日か  
ら起算して九月を超えない範囲内において政  
令で定める日  
附則(平成二十三年五月二二日法律第三  
五号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附則(平成二十六年六月一三日法律第六  
七号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部  
を改正する法律(平成二十六年法律第六十六  
号。以下「通則法改正法」という。)の施行の  
日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規  
定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四條第二項、第十八條及び第三十  
三條の規定 公布の日  
(処分等の効力)  
第二十八條 この法律の施行前にこの法律による  
改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を  
含む。)の規定によつてした又はすべき処分、  
手続その他の行為であつてこの法律による改正  
後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)  
に相当の規定があるものは、法律(これに基づ  
く政令を含む。)に別段の定めのあるものを除  
き、新法令の相当の規定によつてした又はすべ  
き処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)  
第二十九條 この法律の施行前にした行為及びこ  
の附則の規定によりなおその効力を有すること  
とされる場合におけるこの法律の施行後にした  
行為に対する罰則の適用については、なお従前  
の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第三十條 附則第三條から前条までに定めるもの  
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
(罰則に関する経過措置を含む)は、政令(人  
事院の所掌する事項については、人事院規則)  
で定める。

附則(平成二十七年八月五日法律第六〇  
号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月  
を経過した日から施行する。

附則(平成二十八年四月一三日法律第二  
五号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附則(平成二十八年五月三〇日法律第四  
二号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附則(平成二十六年五月三〇日法律第四  
二号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附則(平成二十八年五月二七日法律第四  
九号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第四条、第六条及び第七条の規定は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十八号）の公布の日から起算して一月を経過した日（附則第三条及び第四条において「一部施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十八年二月二日法律第九四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定（最高裁判所裁判官国民審査法第三十二条ただし書の改正規定を除く。）並びに次条第十項及び附則第三条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(適用区分)

第二条

10 第三条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（以下この項において「新国民審査法」という。）の規定（新国民審査法第三十二条ただし書の規定を除く。）は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、同日に掲げる規定の施行の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十九年六月一六日法律第五八号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月一五日法律第一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

(適用区分)

第二条

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三

条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条（漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日

附則（令和四年二月一八日法律第八六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（以下この項において「新法」という。）の規定（新法第二十四条、第二十八条第二項及び第三十一条第二項の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後その期日を告示される

審査（最高裁判所裁判官国民審査法第一条に規定する審査をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。